

## 三重県大気環境の保全に関する流入車対策要綱の運用について（案）

三重県大気環境の保全に関する流入車対策要綱第10条の規定に基づき、その取扱について必要な事項を定める。

1 第2条第1号に規定する「対象自動車」とは、次の自動車をいう。ただし、消防用自動車、救急用自動車その他道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条に規定する緊急自動車を除く。

なお、対象自動車は、営業用自動車（緑ナンバー）及び自家用自動車（白ナンバー）とする。

（1）貨物の運送の用に供する普通自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車をいう。）であって、（3）に掲げる自動車以外のもの（以下「普通貨物自動車」という。）

（2）人の運送の用に供する乗車定員30人以上の普通自動車であって、（3）に掲げる自動車以外のもの（以下「大型バス」という。）

（3）散水自動車、タンク自動車その他の特種の用途に供する普通自動車であって、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則（平成4年総理府令第53号）第3条に規定するもの（以下「特種自動車」という。）

2 第2条第4号中の「自己の事業所若しくはその他の場所」とは、次のとおりとする。

（1）「事業所」は、自己の事業を行うための事務所、製造工場、物流センター、倉庫等の場所をいう。

（2）「その他の場所」は、工事現場やイベント会場のほか、一時的な作業場所等の短期間のみ事業を行う場所をいう。

3 第2条第5号中の「継続的に又は反復して」とは、次のとおりとする。

（1）「継続的に」とは、一定の期間、続けて行われる状況であること（例えば、営業日には決まって貨物の運送が行われること。）をいう。

（2）「反復して」とは一定の期間内に、繰り返して行われる状況であること（例えば、1か月ごとに貨物の運送が行われること。）をいう。1回限りや、反復性が予見されない場合は除かれる。

4 第2条第5号中の「資本金の額等」とは、「資本金の額、基金の総額、資産の総額又は出資の総額」のことであり、商業登記法（昭和38年法律第125号）又は法人登記規則（昭和39年法務省令第46号）及び関係法令の規定により商業・法人登記簿に登録している額とする。

5 第2条第5号中の「建物の延べ面積が1万平方メートルを超える事業所又は敷地面積が3万平方メートルを超える事業所を有するもの」の判断は、次のとおり行う。

- (1) 建物の延べ面積及び敷地面積に係る要件の判断は、事業所単位で行うものとする。
- (2) 建物の延べ面積及び敷地面積は、事業所に係る部分の面積で算定するものとする。

6 第2条第8号ア中の「国際拠点港湾」とは、港湾法施行令（昭和26年政令第4号）別表第1に掲げる対策地域内の港をいう。

7 第2条第8号イ中の「鉄道の貨物駅」とは、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項の鉄道事業の路線に設けられた貨物を取扱う駅をいう。

また、「上屋又は荷さばき場」とは、積卸する貨物等を一時保管し、及び方面別に仕分けする場所をいう。上屋は、荷さばき場のうち、屋根のある場所をいう。

8 第2条第9号の「別に定めるもの」とは、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号。以下「令」という。）別表第1に掲げる地域以外に使用の本拠の位置を有する車種規制適合車以外の対象自動車のうち、その対象自動車に係る特定日（別表の対象自動車の種類の欄に掲げる対象自動車の種類ごとに、それぞれ同表の特定日の欄に定める日をいう。以下同じ。）以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証が返付された後初めてその対象自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による継続検査、臨時検査（特定日の翌日以降に受けるものに限る。）又は構造等変更検査を受ける日の到来していないものとする。

別表

項	対象自動車の種類	特定日
1	令第4条第1号に掲げる普通貨物自動車	初度登録（対象自動車は初めて道路運送車両法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をいい、その日が平成14年10月1日以降であるときは同年9月30日とする。以下同じ。）から起算して9年間の末日に当たる日
2	令第4条第3号に掲げる大型バス	初度登録から起算して12年間の末日にあたる日
3	令第4条第6号に掲げる特種自動車	初度登録から起算して10年間の末日にあたる日

9 第2条第10号に規定する「車種規制適合車標章等」とは、次のものをいう。

- (1) 環境省及び国土交通省が規定する「基準適合表示交付要領」に基づくもの
- (2) 国土交通大臣が「低排出ガス車認定実施要領」（平成12年運輸省告示第103号）に基づき認定した低排出ガス車、低排出重量車又は「超低PM排出ディーゼル車認定制度」に基づき認定する超低PM排出ディーゼル車に対して交付されるもの

(3) 大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）第40条の16第1項に基づくもの

10 第3条、第4条、第5条第3項中の「対策地域を発地又は着地として」とは、発地は貨物等を積み込む又は人を乗車させる場所、着地は貨物等を荷卸し又は人を降車させる場所であって、その場所のいずれか（又は両方）が対策地域内であることをいう。

11 第5条第1項から第3項に規定する「車種規制適合車等を使用することを求める」方法として、次のような方法が挙げられる。

- (1) 車種規制適合車等を使用するよう契約書に記載する。
- (2) 運送事業者等に対して文書や周知用チラシ等を配布して依頼する。
- (3) 荷下ろし場などの敷地内に車種規制適合車等を使用する旨の看板を設置する。

12 第5条第4項に規定する「車種規制適合車等が使用されたかどうかを確認する」方法として、次のような方法が挙げられる。

- (1) 対象自動車に第2条第10項に規定する車種規制適合車標章等が表示されているかどうか確認する。
- (2) 自動車検査証（車検証）の備考欄に記載されている内容によって確認する。
- (3) 使用する車両ごとに車種規制適合車等か非適合車の別を記載した運送車両一覧を提出させ確認する。

13 第6条中の別紙様式「要請等報告書」は、特定荷主等にあつては、事業所ごとに提出することとし、当該事業所の所在地を所管する県地域防災総合事務所環境課に提出するものとする。

特定旅行業者にあつては、事業者ごとに提出することとし、県内の本社又は主たる事業所の所在地を所管する県地域防災総合事務所環境課に提出するものとする。

14 第7条中の「周知するための措置」とは、チラシや看板等により、当該施設に対象自動車で出入りする者に対して車種規制適合車等を使用するよう周知することである。

15 第8条第1項中の「周知の措置」とは、チラシ等により、対象自動車を購入し、又は賃借する者に対して車種規制適合車等を使用するよう周知することである。

16 第8条第2項中の「周知するための措置」とは、チラシ等により、対象自動車の整備を受ける者に対して車種規制適合車標章等を表示するよう周知することである。

この要領は、平成25年 月 日から施行する。